

【生命保険募集人について】

生命保険募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

【個人情報の取扱いについて】＜保険契約者(団体)と生命保険会社からのお知らせ＞

本保険契約の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」)を取扱い、保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出し、本保険の事務手続きのために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、保険契約者、他の生命保険会社、再保険会社、生命保険会社の募集代理店を含む委託先に提供する場合、生命保険会社のグループ会社との間で共同利用を行う場合に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険・保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。今後、引受保険会社を変更する場合には、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

一般社団法人日本医師休業共済会

〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館3階

組合事務局までお問い合わせください

大阪府医師協同組合

〒542-8580 大阪府大阪市中央区上本町西3丁目1番5号
TEL.06-6768-2075 FAX.06-6768-0539

京都府保健事業協同組合

〒604-0826 京都府京都市中京区高倉通御池上ル柗町583番地2
TEL.075-223-1493 FAX.075-223-1795

神戸医師協同組合

〒651-0067 兵庫県神戸市中央区神若通3丁目2番15号
TEL.078-241-8992 FAX.078-242-5616

●引受幹事会社

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1
新宿セントラルパークビル

●お問い合わせ先

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 和歌山支社

〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町3-32-1
損保ジャパン和歌山ビル7階
TEL 073-422-6801

・当パンフレットに記載のお支払事由や給付に関する制限事項などは概要や代表事例であり、詳しい内容が記載された『ご契約のしおり・約款』はご契約者(団体)にお渡ししております。なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

●引受保険会社 / 引受割合

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

メットライフ生命保険株式会社

日本生命保険相互会社

第一生命保険株式会社

住友生命保険相互会社

大同生命保険株式会社

明治安田生命保険相互会社

この保険契約は、上記引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社である損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社が、他の保険会社からの委任を受けて事務を行います。上記引受保険会社は、ご加入者の保険金額のうち、それぞれの引受割合(2019年5月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

プラスグループ 生命共済制度の ご案内

こども特約付団体定期保険

＜新制度のポイント＞

- 80歳まで自動更新可能
- 配偶者の最高保険金額が2,000万円まで拡大

近畿医療協同組合連合会

- 大阪府医師協同組合
- 京都府保健事業協同組合
- 神戸医師協同組合
- 滋賀県医師協同組合
- 奈良県医師協同組合
- 和歌山県医師協同組合

万が一の備えとして、
一般社団法人日本医師休業共済会に
おける会員先生方とご家族を
対象とした相互扶助制度です。

①ご自身のご意向(ニーズ)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

お申込みにあたっては、当パンフレット・「ご契約に際しての重要事項(契約概要)」・「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」をご覧いただき、保障内容・保険金額および保険料・その他の商品内容がご自身のご意向(ニーズ)に合致した内容になっているか、必ずご確認ください。

意向確認欄

- ☒ 保障内容がご意向に沿った内容となっていますか？
- ☒ ご自身が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容がご意向に沿った内容となっていますか？

プラスグループ生命共済制度の特徴

- ① お手頃な保険料で死亡保障を準備できます。
- ② 病気・災害による死亡を保障します。
- ③ 保険期間は1年ですので、ライフスタイルに応じて保障額を見直せます。
- ④ 医師の診査がなく、告知書の提出のみで簡単にお申込みになれます。
- ⑤ 1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金があります。(※将来のお支払いをお約束するものではありません。)

保険料例

50歳男性
保険金額1,000万円の場合
月額保険料
2,350円

効力発生日

申込締切日の翌月1日

申込締切日

毎月15日

【医師協同組合事務局必着】(新規加入、増額)

加入プランと月額保険料(概算)

			死亡保険金額・高度障害保険金額					
年 齢	性 別		本 人				配偶者	
			6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
15歳～35歳 (配偶者は16歳～35歳)	男		5,700円	4,750円	3,800円	2,850円	1,900円	950円
	女		3,660円	3,050円	2,440円	1,830円	1,220円	610円
36歳～40歳	男		7,260円	6,050円	4,840円	3,630円	2,420円	1,210円
	女		6,120円	5,100円	4,080円	3,060円	2,040円	1,020円
41歳～45歳	男		9,840円	8,200円	6,560円	4,920円	3,280円	1,640円
	女		7,500円	6,250円	5,000円	3,750円	2,500円	1,250円
46歳～50歳	男		14,100円	11,750円	9,400円	7,050円	4,700円	2,350円
	女		10,620円	8,850円	7,080円	5,310円	3,540円	1,770円
51歳～55歳	男		20,520円	17,100円	13,680円	10,260円	6,840円	3,420円
	女		14,340円	11,950円	9,560円	7,170円	4,780円	2,390円
56歳～60歳	男		29,640円	24,700円	19,760円	14,820円	9,880円	4,940円
	女		18,180円	15,150円	12,120円	9,090円	6,060円	3,030円
61歳～65歳	男		45,360円	37,800円	30,240円	22,680円	15,120円	7,560円
	女		24,120円	20,100円	16,080円	12,060円	8,040円	4,020円
66歳～70歳	男		67,260円	56,050円	44,840円	33,630円	22,420円	11,210円
	女		32,520円	27,100円	21,680円	16,260円	10,840円	5,420円
更新のみ	71歳	男	●自動更新は、従来75歳まででしたが、80歳まで可能となりました。 ●配偶者は、2,000万円までのご加入が可能となりました。 ●71歳～75歳は、本人・配偶者共通で2,000万円まで自動更新が可能となりました。 (76歳～80歳は、1,000万円まで)				29,340円	14,670円
		女					14,380円	7,190円
	72歳	男					32,460円	16,230円
		女					16,020円	8,010円
	73歳	男					36,080円	18,040円
		女					17,940円	8,970円
	74歳	男					40,280円	20,140円
		女					20,060円	10,030円
	75歳	男					45,240円	22,620円
		女					22,360円	11,180円
	76歳	男						25,540円
		女						12,480円
	77歳	男						28,990円
		女						14,000円
	78歳	男						33,060円
		女						15,840円
	79歳	男						37,760円
		女						18,060円
80歳	男							43,070円
	女							20,720円

		子ども	
		死亡保険金額・高度障害保険金額	
年 齢	性 別	400万円	200万円
3歳～22歳	男	280円	140円
	女		

保険料について

●月額保険料は、年齢・性別により異なります。
●年齢は2019年5月1日時点の保険年齢となります。保険年齢とは、2019年5月1日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げて1歳を加えます。
(例) 50歳：満49歳6か月超～満50歳6か月以下
●月額保険料は、総保険金額100億円以上500億円未満の場合の正規保険料です。
●子どもの保険料は1人当たりの正規保険料です。

保障内容【団体定期保険(主契約)・子ども特約】

保険金の種類	このようなときにお支払いします！	下記の金額をお支払いします！		
死 亡 保 険 金 特約死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	本 人 1,000～6,000万円	配偶者 1,000・2,000万円	こども 200・400万円
高度障害保険金 特約高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病によって保険期間中に高度障害状態になった場合	死亡保険金額と同額		

- 死亡したときに死亡保険金を、責任開始日以後の傷害または疾病によって高度障害状態になったときに高度障害保険金をお支払いします。
- 高度障害状態とは、別添の「ご契約に際しての重要事項(契約概要)」に記載の【対象となる高度障害状態】のいずれかに該当した場合をいいます。
- 保障は、いずれも保険期間中に発生し、上記支払要件を満たしたものに限りです。

加入資格	保険金受取人
健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。 本人： 一般社団法人日本医師休業共済会の会員で申込日現在健康で正常に就業している方、かつ2019年5月1日現在、年齢が満14歳6か月超～満70歳6か月以下の方。 配偶者： 上記「本人」と同一戸籍に記載される配偶者で、申込日現在健康に生活している方、かつ2019年5月1日現在、年齢が満16歳～満70歳6か月以下の方。 子ども： 上記「本人」が扶養(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。)し、「本人」と同一戸籍に記載されていることも、申込日現在健康に生活している方、かつ2019年5月1日現在、年齢が満2歳6か月超～満22歳6か月以下の方。加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、その子どもを全員加入(全員同額)させてください。特定の子どもだけを加入させることはできません。 ※加入資格を喪失した場合は、この保険から脱退となります。 ※配偶者、子どものみで加入することはできません。 ※配偶者の保険金額は、本人の保険金額以下となります。 ※本人が脱退した場合には配偶者、子どもも脱退となります。	●死亡保険金受取人は、それぞれの被保険者をご指定ください。 高度障害保険金受取人は、それぞれの被保険者本人です。 ●子どもの死亡保険金受取人は、加入資格に定める「本人」です。 【留意事項】 ・すでにご加入されている方で、「加入申込書兼告知書」で死亡保険金受取人の変更をお申込みいただいた場合、当パンフレットに記載の効力発生日からの変更となります。 ・この保険では、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。
保険期間	自動更新
2019年5月1日(責任開始日)～2020年4月30日の1年間。 中途加入の場合は、申込日(毎月15日締切)の翌月1日～2020年4月30日までとなります。 以降は毎年5月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。ただし、募集の結果、ご加入者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は更新できず、効力を発生しません。	一旦加入されますと、一般社団法人日本医師休業共済会の会員であれば、更新時にたとえ病気でであっても、本人・配偶者ともに ●満70歳6か月まで前年の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。 ●満70歳6か月超～満75歳6か月までの方の場合は2,000万円を限度に更新いただけます。 ●満75歳6か月超～満80歳6か月までの方の場合は1,000万円を限度に更新いただけます。 ●子どもの場合、満22歳6か月まで前年の保険金額と同額以内で更新いただけます。 ただし、更新時にご加入者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、ご加入者の意思にかかわらず、継続加入できない場合や、ご加入の保険金額が減額となる場合があります。
保険料の払込	税法上の取扱(2018年●月現在)
ご指定の金融機関預金口座よりお引落をいたします。 (金融機関によっては、お取扱のできない場合がありますのでご相談ください)	※将来、税法等の改正により変更される可能性があります。 【保険料】 ●個人が負担した主契約の保険料(配当金があればそれを差し引いた額)は、一般の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2) 【保険金】 ●本人の死亡保険金は、受取人が法定相続人の場合、(その法定相続人が受取った他の生命保険等の保険金がある場合には、これと合算した金額について)「500万円×法定相続人数」の金額までが非課税となります。(相続税法第12条) ●配偶者、子どもの死亡保険金を本人が受取った場合、一時所得として課税されます。(所得税法第34条) ●配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金は全額非課税です。(所得税法施行令第30条)
配当金	
この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金(死差益)が生じた場合に保険会社より配当金が支払われますが、支払われる配当金の一部については当制度の制度運営費といたします。 保険金のお支払状況等によっては配当金が0になる場合があります。	

必ず、別添の「ご契約に際しての重要事項(契約概要)」・ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。